

****** これだけは、通知に入れてほしい内容 ******

4月と6月に行われた通知「住宅地等における農薬使用について」改定に関する話し合いでは、農水省・環境省ともに、通知に罰則はつけられないと強調した。罰則をつけるために省令を変えるよう要望してきたが、それは頭から無視している。省令改定は担当部局との話し合いで解決しないのならば、別の道を考えざるを得ない。一步譲って今すぐ省令改定ができないのなら、通知の中身を徹底的に厳しくすべきである。

強調したいのは、通知遵守の方策は通知発出者が当然やるべきことである。私たちは不毛な押し問答はしたくない。真摯に話し合い、できうる限り最大限の厳しい改定を望む。

以下、通知改定に関してこれだけはどうしても入れてほしい内容を列記する。

1, 住宅地周辺での農薬散布による健康被害の訴えが増えていることを明記する。

<理由>

旧通知（平成15年9月16日付け）には「農薬は飛散することで人畜に被害を及ぼすおそれがあり、近年、学校、保育所、病院、公園、街路樹、住宅地周辺での農作物栽培地等において使用された農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害の訴えの事例が多く聞かれるようになってきている」と明記されている。平成19年の通知にはこの部分が省かれている。何のためにこの通知が出たのかをはっきりさせるべきである。

ただし、健康被害の訴えは農薬の飛散によるものだけでなく、散布後に散布地周辺で過ごした後に健康被害を訴える例もある。「農薬は飛散することで人畜に被害」という部分は、次の2の内容を取り入れ、飛散に大気汚染が含まれることを明記すべきである。

2, 通知に「飛散防止」だけでなく、(ガス状及び微粒子状農薬の) 大気汚染による健康被害防止もいれる。

飛散というと目にみえる粉塵や液滴が飛ぶとの意味にとられやすいので、一般にスプレードリフトのみと理解される。はっきりさせるために、「飛散（ガス化した農薬の気体や浮遊微粒子による大気汚染を含む）」としていただきたい。

<理由>

環境省の 農薬の大気経路による影響評価事業の進め方については、「農薬のばく露は、

散布直後に農薬を直接吸入するものだけではなく、農薬が農作物や地面等に落下した後に揮発し、一定期間散布区域に滞留するものも考慮する必要がある。」と指摘している。

もともと、環境省の評価では、スプレードリフト（散布ノズルから、粉や液滴が、散布区域内外に飛散・落下すること。）とベーパードリフト（散布した農薬がガス化した気体や浮遊微粒子状の固体の状態、散布区域内外の空気中に、散布中や散布後に漂うこと）の2種の評価について言及している。

しかし、環境省の公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアルでは、散布箇所への立入制限について、『葉から垂れる液剤があたらない程度の距離』『散布終了後農薬が乾くまでの期間』など、スプレードリフトのみを重視する記述がみられる。

一方、農水省が農薬の「飛散」（もしくは、ドリフト）という場合は、農薬コーナーのホームページ「ドリフト対策」の頁にあるように、多くの場合、農薬を散布する際、農薬の粉末や散布液が、直接「飛散」して、非対象作物にかからないようにするための方策であり、散布中や散布後に、ガス化した農薬成分気体や浮遊微粒子が散布区域外の大気を汚染することを意味しない。

「飛散」と言った場合、農薬使用者は、散布ノズルから直接、出た粉体や液滴が住宅地や人の活動区域にかかること＝スプレードリフトを意味すると解釈してしまい、ベーパードリフトを無視することにつながる。

農作物への農薬散布の場合のドリフト対策という場合、スプレードリフト以外にベーパードリフトをいれるべきである。

3, 捕殺、剪定等の物理的・耕種的防除を第一に行うことをもっと強調する。いきなり農薬散布をしてはならないことを明記する。定期散布は、はっきり禁止する。

<理由>

旧通知（H15年9月発出）には「定期的に農薬を散布することを廃し」また「被害が発生した場合に被害を受けた部分のせん定や捕殺等により病虫害防除を行うよう最大限配慮する」とあり、現行通知の1(1)及び(2)のようなあいまいな表現ではない。明確に定期散布を禁止する表現にすべきである。

つい最近でも、兵庫県西宮市教育委員会は「年2回定期散布をしている」と堂々と述べている。他にもこのような例は多いはずである。

具体的には以下の文章を提案する。

まず、1(1)として、「農薬使用者等は、病虫害の発生や被害の有無に関わらず定期的に農薬を散布してはならない。」と明確に定期散布を禁止する表現にする。

1 (2) として、「農薬使用者等は、病害虫に強い作物や品種の選定、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、適切な剪定や除草、病害虫の発生期早期の巡回点検、人手による害虫の捕殺、こもまき、防虫網等による物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。」とする。

1 (3) として、「農薬使用者等は、病害虫やそれによる被害の発生の早期発見に努め、病害虫の状況に応じた適切な防除を行うこと。被害が発生した場合には、まず被害を受けた部分のせん定や捕殺等物理的防除を優先して行うこと。これらによる防除が困難なため農薬を使用する場合（森林病害虫等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）には、まず、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合もできる限りスポット散布とし、農薬の使用は最小限の量、範囲に留めること。」とする。また現行通知にある「特に公園等における病害虫防除に当たっては、」は削除する。早期発見や物理的防除に努めるべきことは他の農薬使用者も同じである。

4、人がいる場所や夜間の農薬散布は禁止する。

学校での授業中や、保育園での開園中、公園、ホテルなどでの営業中等、人がいる場所での農薬散布と夜間の農薬散布は禁止することを通知で明確に示す。

<理由>

2012年6月に西宮市の中学校で授業中に農薬散布が実施され、その後、生徒16人が救急車で搬送されるという事故があった。こうした事例は他にもあると思われる。また、夜間散布は周囲が見えないため危険である。また周辺住民が知らないで窓を開けていた場合、松本サリン事件のような被害が起こる可能性がある。いつ、事故が起こるかわからないような散布方法は禁じるべきだ。

具体的には、現行通知の前文で、「農薬使用の特に不適切な事例として、授業中や開園中など人がいる時間帯、場所での農薬散布が依然としてあり、そのようなことはあってはならない」等、最近の事故事例を引用して人がいる場所での散布禁止を明記する。また、現行通知の1(4)の内容に、安全確認事項として「利用者や通行人等、周辺に人がいないこと」及び「夜間の農薬散布は禁止すること」を加筆する。

5、周辺住民や利用者等への周知内容を充実させる

周辺住民や利用者等への周知について、周知内容、周知する時期、範囲、方法をより具体的に示す。化学物質に過敏等事前周知を望む人への周知を明記し、周知内容に中毒等の症状と解毒方法を加える。

<理由>

現行通知の「1 (5)」の内容が不十分なため必要事項を追加する。周知対象として、化学物質過敏症の患者など、散布場所から少し離れた距離に住んでいても影響を受け症状が出る人もいるので、事前周知を望む人には周知するよう明記すべきである。また、不特定多数の人が利用する施設においては、周辺住民以外の人でも多数利用することから、「利用者等」への周知についても加筆すべきであり、周知方法も複数例示してホームページの活用についても推奨してほしい。

また、どのような症状が出た場合に農薬の影響を疑って受診すべきなのかなど一般市民にはよくわからないので、軽度の症状を見過ごして後で重症化するというようなことがないように、周知内容として、中毒症状と解毒方法を記載すべきである。

具体的には以下の文章を入れる。

「農薬使用者及び農薬使用委託者は、農薬を散布する場合は、事前に周辺住民（少なくとも隣接する住宅等及び化学物質過敏症の患者など事前周知を望む者、公園等での使用の場合はさらに近隣の自治会等）や、利用者等に対して、農薬使用の目的（対象樹木・対象病害虫等）、散布日時、散布場所、使用農薬の種類、中毒等の症状及び解毒方法について、チラシの配布や散布場所での掲示、ホームページでのお知らせ等により十分な周知に努めること。

特に、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子どもの保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮すること。公園等における病害虫防除においては、さらに、散布時に、縄囲いや立て看板の表示等により、散布区域内に農薬使用者及び農薬使用委託者以外の者が入らないよう最大限の配慮を行うこと。また散布後も子ども等が残留薬剤に触れることなどがないように、1週間程度縄囲いや立札を設置すること。」

6. 飛散防止措置についてより具体的な記載をし、遵守を求める表現に変える。

<理由>

「農薬を使用する者が遵守すべき規準を定める省令」には、第六条（住宅地等における農薬の使用）の規定があるが、これは、努力規定であり、住宅地での農薬使用者には、農薬が飛散することを防止するために必要な措置をより具体的に通知で示し、罰則はなくて

も通知の表現をより厳しく変えて、遵守させるべきである。

現行通知の1(4)にある『農薬使用者等は、農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意するとともに、粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用したり、農薬の飛散を抑制するノズルを使用する等、農薬の飛散防止に最大限配慮すること。』としか記載がないので、通知で「農薬の飛散防止のために必要な措置を講じなければならない」とし、より具体的な記載をする必要がある。

そのため、以下の安全確認と飛散防止の措置をしなければ、散布してはならないこととする。

- ・近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶこと。
- ・周囲の安全を確認できる明るさがあること。夜間の農薬散布は禁止する。
- ・無風又は風が弱いとき（風速1m/秒以下）に行うこと。
- ・利用者や通行人等周辺に人がいないこと。
- ・散布地周辺の住宅の窓があいていないこと。洗濯物がでていないこと。
- ・プールや井戸、農作物等に覆いがかけられていること。
- ・遊具、自転車、自動車等がないか、または覆いがかけられていること。
- ・散布方向は住宅等に向けないこと
- ・農薬の飛散を抑制するノズルを使用すること
- ・ノズルにカバーを装着して散布すること。
- ・ノズルを上に向けないこと
- ・大型散布機等を使用する場合は飛散防止シートまたはネットを張ること
- ・粒剤を散布した場合、土をかけて、粒が露出しないようにすること。

7、除草について新たに項を設け、できる限り手取りや草刈り機等による除草に努めることと、やむを得ず除草剤を使用する場合は登録農薬を使用するよう明記する。また農薬登録のない除草剤の住宅地周辺での使用についても、「住宅地通知」を適用するよう明記する。

<理由>

空き地、駐車場、道路、運動場などの非農耕地で使用される除草剤は、農薬登録を必要としないが、その活性成分や使用方法は、ほとんど農薬と同じであるにも拘わらず、住宅地周辺で、何の規制もなく使用されている。

現行通知には除草に関する記載が一切ないので、除草について、住宅地等では手取りや草刈り機による除草に努めることについて明記すべきである。

また、道路、運動場、駐車場などでも敷地内に樹木、植栽等があれば、まず物理的な方

法で除草し、やむを得ない場合には農薬として登録のある除草剤を使用すべきであるが、自治体等の管理する敷地内でも（例えば学校の運動場など）非農耕地用の除草剤が使用される例は多い。その敷地内に管理する植栽がない空地であっても、住宅地等では近隣の住宅等の敷地に菜園等がある場合など周辺の植物への飛散の可能性もあり、農薬として登録のある除草剤が使用されるべきである。施設等の敷地内に植栽等がある場合は当然のことであるが、敷地内に植物等のない道路、運動場、駐車場、空き地等であっても、周辺に管理植物等がある場合は、除草剤を使用する場合必ず登録農薬を使用するよう通知に明記すべきである。

空き地等で周辺に管理植物もない場合で、非農耕地用除草剤を使用する場合にも、近隣への周知や安全対策等は必要であり、通知を準用するよう明記すべきである。旧通知の時は、当然、非農耕地用除草剤も適用されるようになっていた。

農水省発表の事例

農水省は「農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況」を報告しているが、H21年度に以下のような事例があった。

- ・ H21年4月 飼い犬が嘔吐。

除草剤を散布した圃場畦畔の雑草を誤って食べたため、散歩中の飼い犬が中毒症状を呈した。

対策として、次のように述べている

- ・ 農薬を散布する場合は、周辺住民等の関係者に事前に連絡する。
- ・ 農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立て札を立てる等により、関係者以外の者が立ち入らないようにする。

8、食用作物だけでなく、樹木や花卉、芝などの非食用作物についても、農薬製剤のラベル記載の適用に関する事項、最終有効年月や使用上の注意事項の厳守をもとめる。

<理由>

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」には、食用作物についてしか、遵守規定がないが、「住宅地通知」には、非食用作物についても、ラベル記載事項の遵守を明確にすべきである。

また、農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の農薬の使用時安全性検討会については、使用上の注意事項として『公園、宅地等で使用する場合は、散布中及び散布後（少なくとも散布当日）に小児や散布に関係のない者が散布区域に立ち入らないよう縄囲いや立て札を立てるなど配慮し、人畜等に被害を及ぼさないよう注意を払うこと。』と記すること

が適切だとする農薬製剤が38種類ある。比較的最近登録された農薬が主だが、その他、樹木への散布が多い農薬のDEP、MEP、エトフェンプロックスなどにも同様の使用上の注意が書かれている。少なくとも、これらを厳密に守るべきである。

現行通知の1(3)では「農薬使用者等は、(中略)～農薬を、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)及び使用上の注意事項を守って使用すること。」とあるが、不十分である。「～使用上の注意事項を遵守すること」あるいは「～使用上の注意事項を遵守しなければならない」など、ラベルの記載事項の遵守を強く求める表現とする。

9、公園・街路樹・芝地などの非農耕地での農薬散布において、現地混用は禁止する。現行通知の現地混用の記述は削除する。

住宅地近くの農耕地・果樹園・森林等では、特に有機リン系農薬やカーバメート系農薬、ネオニコチノイド系農薬同士など同系統や同じ作用の農薬同士の混用を禁止する。

また、混用事例に記載がない場合は、農水省又は地方自治体に計画を報告し、認可を受けることを義務づける。

<理由>

1、現行通知の2から4にある、現地混用に関する事項は、もともと、農薬対策室が発出した事務連絡『農薬の現地混用について』(平成16年2月2日)を、住宅地通知に統合して、混合剤の使用に関する注意、情報提供、農薬登録の推進を自治体に求めたもので、農耕地と非農耕地の区別がないため、指導内容に混乱を来たす。

2、JA全農肥料農薬部が発行する「農薬混用事例集」には、非食用作物の混用事例はない。

3、現地混用は、散布液中の総農薬濃度が高くなり、住宅地や人の活動地域で、混合剤としての急性毒性試験や神経毒性データがないまま、行うべきでない。

4、現行通知でも「有機リン系農薬同士の混用は、混用による相加的な作用を示唆する知見もあることから、これを厳に控えること」としているが、有機リン系とカーバメート系はともにコリンエステラーゼ阻害作用を有し、神経伝達物質であるアセチルコリンの分解酵素の働きを阻害し、ネオニコチノイド系はアセチルコリン競合物質として作用し、アセチルコリン受容体に結合して正常な神経伝達を阻害する。このような毒性発現の作用が同じか似た作用のある農薬同士の混用は、相加作用の観点から禁止するべきである。

10, 地方自治体等が、農薬散布を防除業者に委託する場合、入札時の仕様書には、本通知と環境省のマニュアルを遵守することを明記し、通知を遵守しない業者とは契約しない。

<理由>

委託者責任を明確にするために、仕様書に通知の遵守を入れることに関しては、農水省も同意したと理解する。是非とも明確に書いていただきたい。

国や自治体等の施設のうち、指定管理者等による施設管理が行われている施設において、植栽管理の一部や防除作業等について、指定管理者からさらに別の造園業者等に委託されるケースもあるので、国や自治体が防除業者に委託する場合だけでなく、国や自治体の委託業務を請け負う団体と下請け業者との契約書や仕様書にも通知の遵守を明記するように示す必要がある。

現行通知にないので以下のように加筆する。

「国または自治体、あるいは、独立行政法人、財団法人等の国または自治体の委託業務を請け負う団体等が、植栽管理や防除作業等を業者に委託する場合、入札時の仕様書に本通知と環境省のマニュアルの内容を記載し、遵守する旨明記すること。」

11, 帳簿の記載について、他にも記載が必要な事項を加え、帳簿の開示について明記し、遵守を求める表現に変える。

<理由>

「農薬を使用する者が遵守すべき規準を定める省令」には、第九条（帳簿の記載）の規定があるが、これは、努力規定であり、住宅地での農薬使用者には、罰則はなくても通知の表現をより厳しく変えて、遵守させるべきである。

また、帳簿に記載する事項が不十分なため、必要事項を追加する。まず、省令第二条や通知でラベルの記載事項の遵守を求めているのであるから、農作物等（対象植物）のみでなく、対象病害虫も記載させるべきである。単位面積当たりの使用量又は希釈倍数となっているが、両方の記載が必要で、さらに、通知では物理的防除に努めることや必要最小限の散布を求めているのだから、散布毎に対象範囲の面積も変わるはずであり、総使用量の記載も求めるべきである。

また、住民や利用者等の要求に対し、情報提供を拒む事例もあることから、農薬使用状況について情報提供するよう帳簿の開示についても明記すべきである。帳簿の保管期間も、製造者等の帳簿の保管について定められているのと同様に、具体的に示すべきである。

現行通知の1(6)には、『農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について記帳し、一定期間保管すること。』とあるが、『農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、対象病害虫、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量、総使用量及び希釈倍数について記帳し、少なくとも3年間保管しなければならない。また、住民や利用者の要求があれば、農薬使用者や散布委託者は帳簿を開示せねばならない。』とする。

12, 農薬により健康被害を受けた場合の住民からの相談について、一応、窓口を設置することになっているが、現実には自治体に窓口は少ない。健康被害を訴える場所すらわからないことが多いため、誰にでも分かるように窓口を設置し、広報することを義務付ける。

<理由>

窓口を設置することになっているので当然のことである。

現行通知の5では「健康被害の相談が住民からあった場合は、～中略～ 必要に応じて対応窓口を設置する等により」となっているが、事前に窓口が設置されていなければ、住民が相談する必要性が生じたときに、すぐにどこに相談すればよいのかわからないし、たらい回しになる可能性が高い。農薬の使用が原因と考えられる健康被害の相談窓口を各自治体であらかじめ設置しておくことと窓口を広報することについて通知に明記すべきである。

13, 住宅地周辺の農地では、クロルピクリンの使用を禁止すべきでる。

<理由>

クロルピクリンの使用地周辺では、住民被害が毎年起こっている。クロルピクリンの住宅地近隣での使用を禁止する。

神奈川県農薬安全使用指導指針では、クロルピクリンに関する注意事項を以下のように定めている。

○クロルピクリン剤（クロールピクリン、ドジョウピクリン、ドロクロールなど）

劇物であり、常温でガス化しやすく、そのガスは人体の粘膜を強く刺激するとともに植物に対しても薬害を及ぼすので、次のことに留意すること。

ア 住宅密集地では絶対に使用しないこと。

イ 人家及び畜舎から十分（100m以上）離れていることを確認すること。

ただし、育苗用土の消毒で全面をポリエチレンフィルムで被覆する場合、マルチ畦内処理を行う場合、または、水封後にポリエチレンフィルムで被覆する場合を除くこと。

ウ 処理後は必ずポリエチレンフィルム等で被覆すること。

エ 1回の処理面積は10a以下とし、大面積の処理は避けること。

オ 地表面にこぼした場合は、直ちに土をかけること。

カ 作業者は必ず土壌くん蒸用の防護マスクを着用すること。

14. 住宅地周辺での無人ヘリコプターの散布を禁止すべきである。

高濃度で短時間に広範囲で農薬を散布する上、事故の多い無人ヘリコプターの住宅地近隣での使用を禁止する。

<理由>

1、無人ヘリコプターは、小回りがきくということで、住宅地や人の活動する地域周辺で、地上散布より百倍の高濃度、短時間で広範囲に、農薬を撒き散らしている。

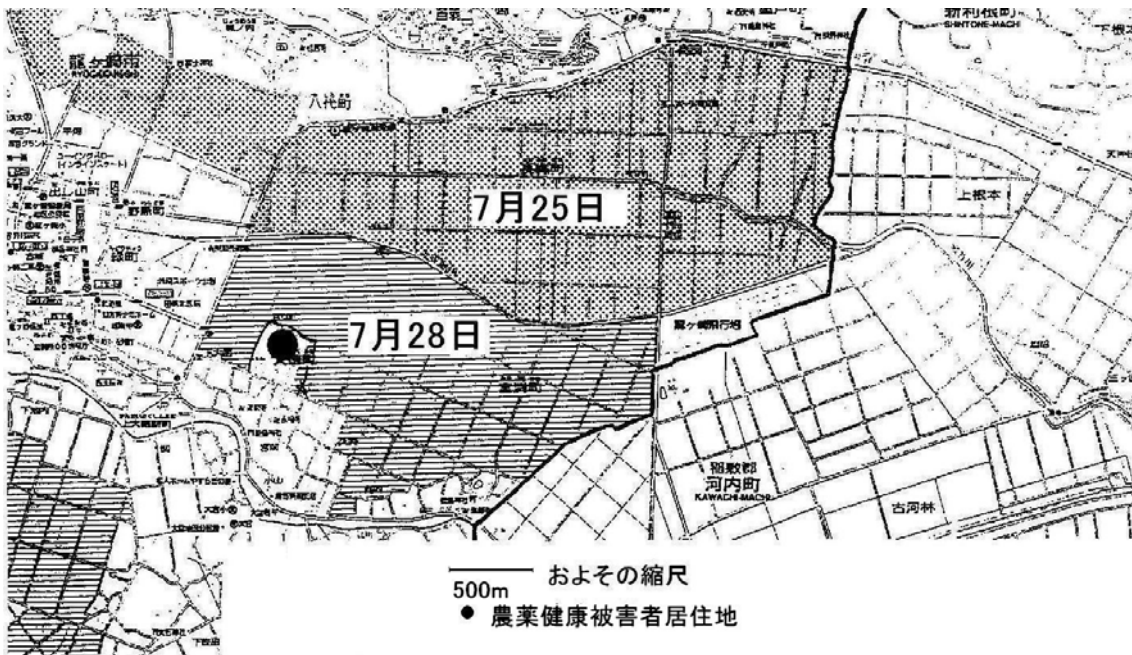
農水省・環境省は、現行通知に無人ヘリコプターによる空中散布について、全くふれていない。毎年実施される「農薬危害防止運動」では、「農林水産航空事業実施ガイドライン」「無人ヘリコプター利用技術指導指針」の遵守を求めているが、両方とも、有機農産物への配慮を示しているだけである。わずかに、周辺住民が受ける危被害に対しては、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」で、『③公園、森林、ゴルフ場等において有人及び無人ヘリコプターを用いて農薬を散布する場合は、関係法令等を遵守するとともに、事前周知の実施等により、周辺住民、施設利用者等に十分に配慮すること。』とあるにすぎない。

2. 事例：茨城県龍ヶ崎市の場合

以下の図は、龍ヶ崎市における水田での無人ヘリコプター散布（スタークル液剤10とアミスターエイト乳剤の混用）の本年の実施区域の一部であり、住宅地周辺で空中散布が実施されている状況がよくわかる。同市の注意事項は、スプレードリフト対策を住民にまかせているだけで、ベーパードリフト対策はなんらなされていない。

そのため、●地区に居住する農薬健康被害者は毎年避難を余儀なくされている。

その他にも、無人ヘリコプター散布のために自費で避難を強いられる化学物質過敏症患者は、長野県など各地に存在する。



<参考>緩衝地帯幅について

- ・林野庁は、松枯れ対策の有人ヘリコプターの空中散布における距離の制限（緩衝地帯）をミラーコート紙法によるドリフト調査を根拠に200m以上としているが、無人ヘリコプター散布については、長野県は基本的に30m以上としている。また、同県では、水田散布の場合、無人ヘリコプターの緩衝地帯幅を30mとしている実施団体もあるが、いずれも、その根拠は明確でない。

- ・山口県農林総合技術センターの研究では、無人ヘリコプター散布で、隣接圃場の作物の残留農薬基準を配慮すると、風速3m/秒の場合、100m以上の安全距離が必要だとするシミュレーション結果もある。

- ・松枯れ対策の無人ヘリコプターによるスミパインMC剤散布の論文（本山直樹ほか、日本農薬学会誌34巻45頁、2009年）では、MEPが400m離れた地点でも検出されている。

- ・環境省の農薬残留対策総合調査によれば、4～5m高さからの水田等での無人ヘリコプター空中散布の場合、農薬は散布地域外50m地点でも200m地点でも大気中に検出されているし、ドリフト率(単位面積当りの理論投下量をベースにした比率)は50m地点でも2%以下が認められる。

- ・当グループの植村振作によれば、理論的にも、横風2m/sの場合、高度5mからノズル吐出速度10m/s以下で噴出された粒径20ミクロンの液滴粒子は、風下約800mまで漂流して地上に達する。

**** 質問 ****

1, 「適正使用」とは何か。具体的に。

(1) ラベルに書かれていることを守られない場合、適正使用と言えるか。

たとえば、『公園、宅地等で使用する場合は、散布中及び散布後（少なくとも散布当日）に小児や散布に関係のない者が散布区域に立ち入らないよう縄囲いや立て札を立てるなど配慮し、人畜等に被害を及ぼさないよう注意を払うこと。』と書かれていても、現実には実施されていないが、それでも適正使用か。

(2) 以下のような農薬散布例については適正使用といえるか、個別に回答願いたい。

- ・ 同じ植物に、毎年同じ時期にほぼ一定の間隔で毎回同じ量の農薬を散布
- ・ まだ病害虫が発生していない状態で農薬を散布
- ・ 病害虫の発生を確認後、手取り、切除、剪定、焼却等何らかの物理的防除が可能であったのにそれを行わずに農薬を散布
- ・ 病害虫の発生はあったが、その種類を確認せずに農薬を散布
- ・ 病害虫の発生は一部の樹木、一部の枝葉のみであったが、発生のない周辺の樹木や、樹冠全体にも農薬を散布
- ・ 学校で授業中など不特定多数が利用する施設等で、利用者等人がいる時間帯、場所で農薬を散布
- ・ 不特定多数の利用者による利用がある施設で、利用者や周辺住民に周知せずに、閉園時間に農薬を散布
- ・ 通学路にある施設等で当該学校に周知せずに農薬を散布

2, 農薬のラベルに記載されている事項は、その農薬を買わないとわからないのか。HPなどに公開されているのなら、そのアドレスを示されたい。

3, 最近、「樹木類」、「毛虫類」という適用で、農薬登録がされているものがあるが、樹木類、毛虫類の定義を明らかにされたい。

4, 公園・街路樹・芝地等の非農耕地で現地混用されていた農薬の組み合わせで、混合剤として農薬登録されている製剤のうち、09年以後登録された農薬の登録番号リストを示されたい。

5, 農水省は「農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況」を報告しているが、H21、22年度に、飛散が原因の以下の事例があった。各事例で、散布個所と被害個所ほどの程度の

距離があったか、教えてほしい。

★人の受動被曝

- ・H21年4月 農業 悪心。 中軽症 60～79歳 1
農薬の使用後、圃場に隣接する民家の住人の気分が悪くなった。
- ・H21年6月 農業 めまい、頭痛、意識 障害。重症 20～39歳 1
農薬散布の前に周知を行っていたが、周辺住民が体調不良を訴えた。
- ・H22年5月 農業 眼の充血、腫れ、痛みなど。軽症 60～79歳 1
農薬散布中に圃場周辺を通行した者が体調不良を訴えた。
- ・H22年4月 その他 眼の痛み、皮膚の炎症。軽症 成人 2
農薬との因果関係は不明だが、地域で農薬散布がされる時期に、住民が体調不良を訴えた
- ・H22年7月 その他 のどの痛み、頭痛。 不明 40～59歳 1
事前周知をせずに住宅地で除草剤を使用したため、飛散した除草剤により周辺住民が体調不良を訴えた。

★クロルピクリン、D-Dによる被害

- ・H21年4月 農業 悪心。 不明 40～59歳 1名
眼の痛みなど。 不明 成人 2名
土壌くん蒸剤（D-D：劇物）の使用後に被覆を行わなかったため、くん蒸剤の揮発成分で周辺住民が体調不良を訴えた。
- ・H21年7月 農業 眼の痛み。 中軽症 不明 2名
土壌くん蒸剤（クロルピクリン：劇物）の使用後に被覆が不十分だったため、くん蒸剤の揮発成分で周辺住民が体調不良を訴えた。
- ・H21年10月 農業 眼、のどの痛み、頭痛など。
中軽症 0～19歳 5名、20～39歳 4名
不明 0～19歳 8名、不明 20～39歳 12名
不明 60～79歳 3名
土壌くん蒸剤（クロルピクリン：劇物）の使用後に被覆を行わなかったため、くん蒸剤の揮発成分が周辺の住宅地に流入し、住民が体調不良を訴えた。
- ・H22年1月 農業 眼、のどの痛み。 不明 成人 1名
土壌くん蒸剤（クロルピクリン：劇物）の使用後に被覆を行わなかったため、くん蒸剤の揮発成分で周辺住民が体調不良を訴えた。
- ・H22年2月 農業 息苦しさ。 軽症 60～79歳 1名
同上

- ・H22年5月 農業 眼の痛み。軽症 成人 10名
土壌くん蒸剤（クロルピクリン：劇物）の使用時に被覆が不十分であったため、くん蒸剤の揮発成分で周辺住民が体調不良を訴えた。
- ・H22年6月 農業 眼の痛み。軽症 不明 不明
同上
- ・H22年4月 農業 眼の痛みなど。軽症 60～79歳 1名
土壌くん蒸剤（クロルピクリン：劇物）を使用後に空容器を道路脇に放置したため、残っていた農薬が揮発して通行人が体調不良を訴えた。

★農作物

- ・H21年7月 稲の変色・枯死。隣接する土地で用いた除草剤が飛散した。
- ・H21年8月 稲の変色・枯死。用水路脇に散布した除草剤が飛散した。
- ・H21年6月 レタスの葉枯れ。隣接する圃場で用いた除草剤が飛散した。
- ・H21年6月 稲の枯死。 同上
- ・H21年7月 稲の枯死。 同上
- ・H21年9月 きくの成長点が黄化。同上
- ・H21年12月 キャベツの変色。 同上
- ・H22年6月 農作物の白化・枯死。隣接する圃場で用いた除草剤が飛散した。
- ・H22年6月 稲の変色。畦畔で用いた除草剤が飛散した。
- ・H22年7月 たまねぎの葉の萎縮・枯死。農道脇で用いた除草剤が飛散した。
- ・H22年8月 稲の枯死。隣接する土地で用いた除草剤が飛散した。

6、環境省は、公園・街路樹の無農薬管理等の優良事例の調査をするといったが、その後、調査は進んでいるか。

グリーン購入法「植栽管理」を実践している地方自治体はどの程度あるか。

以上。